

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は石川県の指定を受けています。
(石川県指定 第1771700430号)

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 緊急時等における対応方法	7
8. 事故発生時の対応	7
9. 賠償がなされない場合	8
10. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳充会
(2) 法人所在地 石川県七尾市青山町ろ部22番
(3) 電話番号 0767-57-3309
(4) 代表者氏名 理事長 神野 正博
(5) 設立4年月 昭和59年10月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
(2) 事業の目的 利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。
(3) 事業所の名称 ヘルパーステーション銀河
(4) 事業所の所在地 石川県鳳珠郡穴水町字此木11の24番地
(5) 電話番号 0768-52-2764
(6) 当事業所の運営方針 本会が行う指定訪問介護事業は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。
(7) 開設年月日 令和6年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 穴水町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～日曜日 6時 ～19時

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1		1

2. サービス提供責任者	1 以上		1
3. 訪問介護員	2.5 以上		2.5
(1) 介護福祉士	2.5 以上		
(2) 介護職員初任者研修終了者			
(3) 実務者研修修了者			
(4) 生活援助従事者研修修了者			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照) *以下のサービスについては、利用料金の大部分(7 割から 9 割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

- | |
|---|
| ① 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
② 生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。
③ 相談助言
①②に付帯する相談助言や連絡調整などを行います。 |
|---|

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助:入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)等を行います。
- 排せつ介助:排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助:食事の介助を行います。
- 体位変換:体位の変換を行います。
- 通院等の介助その他必要な身体介護

② 生活援助

- 調理:利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯:利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除:利用者の居室の掃除を行います。(利用者以外の方の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物:利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)
- その他必要な生活援助を行います。

③ 相談助言

- ①②に付帯して必要な相談助言、関係機関等との連絡等を行います。

<訪問介護計画の作成>

利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定訪問介護の目標及び具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画書を作成し、利用者に交付します。作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族

に説明し同意を得た上で行います。また、訪問介護計画の作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

<秘密保持等>

- ① 事業者は、事業所の従事者または従事者であった者が、正当の理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者またはそのご家族の同意をあらかじめ得ます。また、利用者のご家族の個人情報を用いる場合にも、当該ご家族の同意をあらかじめ得ます。

<サービス利用料金>（契約書第 8 条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

※下記金額は本人負担額（1 割）の場合です。認定により本人負担額 2 割又は 3 割となる場合もあります。

要介護区分等	サービス種別	サービス提供時間と料金
要介護 1～5 特定事業所加算 (Ⅱ)及び 特別地域加算含む	身体介護	20 分未満 204 円／回 20 分以上 30 分未満 305 円／回 30 分以上 60 分未満 484 円／回 1 時間以上 709 円／回 30 分増すごとに +103 円
	生活援助	20 分以上 45 分未満 197 円／回 45 分以上 242 円／回

※1ヶ月のご利用料金に対して、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（加算率 24.5%）が上乗せされます。

《加算料金》

【初回加算 200 円（1 回のみ）】

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

【緊急時訪問介護加算 100 円／回】

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図りケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

【特定事業所加算（Ⅱ）算定要件】基本単価 10%加算

より質の高いサービスの提供のため、30%以上の介護福祉士の確保や職員の質の向上のため研修会・勉強会・健康診断等の実施、技術指導を目的とした会議の開催、環境の整備などに努めている場合。

【特別地域加算】基本単価 15%加算

厚生労働大臣が定める地域（過疎地域等で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域）の場合。

【中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算】基本単価5%加算

別に厚生労働大臣が定める過疎地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合。

【生活機能向上連携加算 (Ⅰ)100 円/月・(Ⅱ)200 円/月】

サービス提供責任者と訪問リハビリまたは通所リハビリの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同行し、共同して行ったアセスメント結果に基づき「訪問介護計画書」を作成した場合。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

*2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆利用者が利用開始時において要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

*以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

② 通常の事業の実施区域を超えてサービスを利用する場合は、訪問介護に要した交通費の実費が利用者の負担となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

・ 通常の事業の実施区域を越えた地点から、片道概ね 5km 未満の場合 200 円（片道）

・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね 5k を超える場合は上記の金額に 1km 毎 100 円 を加算（片道）

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 現金

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関: 全国の銀行、信用金庫、信用組合、JA、労働金庫、ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定日前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービスの実施日の前日までに事業者に対し申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供することがあります。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス提供の記録

サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに利用者から申し出があった場合には、文書の交付、その他適切な方法により情報を提供します。

(4) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(5) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(6) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ② 医療行為
- ③ 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ 利用者もしくはその家族等を行うその他の迷惑行為

7. 緊急時等における対応方法

当事業者は、訪問介護サービスの実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、及び担当居宅介護支援専門員やご家族へ連絡する等の措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

事業者は、訪問介護サービスの実施に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するとともに損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとします。

9. 賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

10. 守秘義務について

事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、サービス従事者との雇用契約の内容としています。

11. 身体拘束の適正化

事業者及びサービス従事者は、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 高齢者虐待防止について

利用者の人権養育、虐待の発生及び虐待の再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。そのほか、指針の整備及び研修を実施します。

サービス提供中に当事業所の従事者又は擁護者（利用者の家族等で利用者を現に擁護している者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町へ通報します。

○虐待防止マネージャー 大能 美保（サービス提供責任者）

13. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアに係る感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果についてサービス従事者へ周知します。また指針の整備、研修及び訓練を実施します。

14. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所は提供した訪問介護に係る利用者及び家族からの苦情やご相談は迅速かつ適切に対応するため以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情を受け付けた場合には内容等を記録するとともに、必要に応じて市町村、国民健康保険団体連合会等に報告するものとします。

○苦情受付窓口：大能 美保（サービス提供責任者）

○受付時間 8:30～17:30

○電話番号 0768-52-2764

○苦情解決責任者：田中 こず恵（管理者）

○第三者委員：高島 富子（☎0767-52-4839）

井上 茂（☎0767-68-3564）

坂口 初男（☎0767-57-2895）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

穴水町住民福祉課	所 在 地 石川県鳳珠郡穴水町字川島うの174番地 電話番号 0768-52-3640
石川県国民健康保険団体連合会 高齢者介護サービス苦情110番	所 在 地 石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎4階 電話番号 076-231-1110
石川県社会福祉協議会	所 在 地 石川県金沢市本多町3丁目1番10号 電話番号 076-224-1212

(3) 第三者評価の実施状況

第三者評価については未実施です。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 徳充会
ヘルパーステーション 銀河

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

※この重要事項説明書は、石川県条例第46号（平成24年12月27日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。